

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 20 号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)